

子育て世帯への給付金の申請をお忘れではありませんか？

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金

【支給対象者】

対象児童(令和5年3月31日時点で18歳未満の子(障がい児については20歳未満)の養育者で、以下のいずれかに該当する方

- ◆令和4年度分の市民税均等割が非課税の方
- ◆新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度市民税均等割が非課税の方と同様の事情にある方(家計急変者)

※令和5年2月末までに生まれる新生児も対象になります。
※既に本給付金を受給された方は重複して受給できません。

【支給金額】

対象児童1人につき5万円

【申請期限】

2月28日(火) 必着



▲ ひとり親世帯 ▲ ひとり親世帯以外

子育て世帯家計応援給付金

【支給対象者】

1.平成16年4月2日以降に生まれた児童(高校卒業相当までの者)

- ◆令和4年10月31日時点で小松島市に住民登録があり、令和4年12月1日まで引き続き小松島市に住民登録のある児童

2.新生児

- ◆令和4年11月1日から令和5年4月1日までに生まれ、出生時および申請時に小松島市に住民登録のある児童

※既に本給付金を受給された方は重複して受給できません。

【支給金額】

対象児童1人につき1万円

【申請期限】

2月28日(火) 必着

※新生児は、4月28日(金) 必着です。



詳しくは、市ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 市児童福祉課(市役所1階⑩番窓口) ☎32・2114 / FAX 32・3738
Mail:jidoufukushi@city.komatsushima.i-tokushima.jp

令和4年度小松島市住民税均等割課税世帯家計応援給付金のお知らせ

申請期限は、2月28日(火)までです。

コロナ禍における原油価格・物価高騰等に直面する方々の支援措置として、小松島市住民税均等割課税世帯家計応援給付金を支給します。なお、電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金を受給済みの世帯は、対象外です。

支給対象世帯 (①および②のいずれかの世帯)

①令和4年度住民税(均等割)のみ課税の世帯

対象となる方には、確認書を送付していますので、同封の返信用封筒にてご返送ください。

【お問い合わせ先】

◎小松島市住民税均等割課税世帯家計応援給付金担当
☎38・7007 / FAX: 32・3738
Mail:kyufukin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

②令和4年1月2日から令和4年9月30日までに転入した世帯

住民税が課税されているかは、1月1日時点で判断することとなります。現住所と令和4年1月1日時点の住所が異なる場合は、令和4年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する令和4年度の「課税決定通知書」または「課税証明書」等住民税均等割のみ課税世帯であることがわかる書類の写しの提出が必要です。

基準日(令和4年9月30日)以降の修正申告等により、住民税均等割が課税になった場合も、同様に申請が必要です。

申請方法等、詳細は市ホームページをご覧ください。左記担当までお問い合わせください。

市ホームページはこちら

